

東大阪大学 公的研究費不正防止計画

平成 27 年 4 月 1 日策定

東大阪大学では、公的研究費の適正な管理運用・監査体制を行うため、東大阪大学公的研究費不正使用防止計画を以下のとおり定めるものである。

I. 本学の責任体制としては、下記のとおりです。

責任体制	役職名	責任と権限
最高管理責任者	学長	本学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理のすべてにおいて最終責任を負う者
統括管理責任者	副学長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者
部局長（コンプライアンス推進責任者）	事務局長	公的研究費等の使用並びに申請についての実質的な責任と権限を持つ者

II. 不正使用防止計画

1. 責任体制の明確化

不正発生の要因	防止計画
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	教授会等において、随時、意識の向上を図る。また、責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。
運営・管理に関する規程等の不整備。	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究倫理規程」「研究活動の不正行為への対応に関する規程」「科学研究費助成事業の使用の手引き」を制定・施行済み。一部改正する。 ・「公的研究費の管理運用・監査体制に関する規程」「公的研究費内部監査規程」「物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準」を制定する。 <p style="margin-left: 2em;">不正防止計画の実施には、総務課が責任をもってあたる。今後、ホームページ上で公開する。</p>

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正の発生する要因	防止計画
公的研究費の事務手続きに関するルールが理解されていない。	公的研究費の使用に関しては、原則学内規程に基づき行っており統一されている。ルールに関しては、通知文等で定期的に周知し、適正運用の徹底を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 ・公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が希薄である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対し、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ・研修を行い、参加を義務付ける。 ・公的研究費の運営・管理に係る全教職員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。 ・不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正の発生する要因	防止計画
現実的な不正防止計画が策定できていない。	モニタリング並びに他大学の事例等により不正発生の要因の情報収集に努め、現実的な防止計画にするために定期的に見直しを図る。

4. 適正な運営・管理活動

不正の発生する要因	防止計画
予算執行が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生することへの懸念。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 ・繰越のできる公的資金（科研費の基金等）については、そのルール及び手続き方法等を研究者に周知する。
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて取引状況の確認を行う。不正な取引を行った業者については、本学における「部物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準」に基づき取引停止等の措置を講ずることにより、他の業者へ注意喚起を行う。

4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正の発生する要因	対応する計画及び実施状況
使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある。	総務課に設置した相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付けている。

5. モニタリングの在り方

不正の発生する要因	対応する計画及び実施状況
不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	採択件数に応じた内部監査を実施する。件数が少ない場合は、通常監査・特別監査の両方を実施し、モニタリングが有効に機能する体制を整備する。

Ⅲ. 不正使用防止計画の点検・評価

公的研究費使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正使用防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。